令和3年2月26日開催

令和2年度 燕市農業委員会第11回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第11回総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年2月26日(金曜日) 午後1時30分~午後2時8分
- 2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室
- 3. 出席委員(28名)

1番	金山	吉夫	11番	早渡	秀夫	21番	江口	保
2番	長谷月	川治仁	12番	大久仍	R政博	22番	山浦	博
3番	原田園	國太郎	13番	山上	忠	23番	小川	芳秀
4番	渡邉϶		14番	中村	幸夫	24番	本井佐	生登志
5番	佐藤	春夫	15番	伊藤	均	25番	佐藤	信一
6番	江辺	耕一	16番	伊藤	和夫	26番	遠藤	忠夫
7番	川本	敏夫	17番	土田	喜七	27番	三浦	哲郎
8番	笠原	久幸	18番	本田	繁	28番	澤口	義明
10番	山田	直子	19番	荻原	一郎	29番	和田	正春
			20番	明田弟	岸以知			

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 9番 廣野和夫 欠員 0名

- 5. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名委員の選任
 - (3) 会長報告

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告報告第30号 農地の転用事実に関する照会について報告第31号 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第65号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定 について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員 局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員5 番 佐藤春夫 6 番 江辺耕一

9. 会議の概要 以下のとおり

議長

本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。

各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。

なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を 得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した 後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご 了承願います。

議長

総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の 出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。

議長

只今より、燕市農業委員会第11回総会を開会致します。 それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。 議長の指名に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議長として次の2名を指名致します。

議席番号5 佐藤春夫 委員及び

議席番号6 江辺耕一 委員にお願いします。

議長

次に、日程3の会長報告についてであります。

それでは、会長報告第29号から31号について、一括して事務局に報告を求めます。

事務局

会長報告第29号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。

はじめに、利用権の解約であります。

なお番号 226 番から 228 番は、基盤法売買に伴う解約であります。 受付番号 226 番 又新字道下の田、1 筆、面積 66 ㎡、小作権の解約 であります。

受付番号 227 番 又新字道下の田、1 筆、面積 386 ㎡、小作権の解約 であります。

受付番号 228 番 又新字江端の田、1 筆、面積 685 ㎡、小作権の解約 であります。

受付番号 229 番 長辰字長崎の田、1 筆、面積 75 ㎡、小作権の解約 であります。

受付番号 230 番 笈ケ島字西川原の田、1 筆、面積 591 ㎡のうち 122 ㎡、耕作者高齢に伴うに伴う利用権の解約であります。

事務局

続きまして利用権の解約であります。

こちらは、番号 231 番から 236 番まで、全て中間管理移行に伴う解約 であります。

受付番号 231 番 小中川の田、1 筆、面積 8,666 ㎡、利用権の解約で あります。

受付番号 232 番 二階堂字家ノ脇の田、1 筆、面積 95 ㎡、利用権の 解約であります。

受付番号 233 番 二階堂字諏訪ノ木の田他、計5 筆、面積 4,214 ㎡、 利用権の解約であります。

受付番号 234 番 二階堂字諏訪ノ木の田、1 筆、面積 110 ㎡、利用権 の解約であります。

受付番号 235 番 関崎字寺浦の田他、計 23 筆、面積 21,316 ㎡、利用 権の解約であります。

受付番号 236 番 吉田宮小路字川原の田他、計7 筆、面積 12,473 ㎡、利用権の解約であります。

事務局

続きまして、農協転貸の解約であります。

受付番号 237 番 小古津新の田、1 筆、面積 7,482 ㎡、地権者耕作の ため、利用権の解約であります。

事務局

次の番号238番から241番まで、中間管理移行に伴う解約であります。 受付番号238番 二階堂字諏訪ノ木の田他、計3筆、面積12,292 ㎡、 利用権の解約であります。

受付番号 239 番 又新字江端の田、1 筆、面積 5,060 m²、利用権の解 約であります。

受付番号 240 番 吉田本町字前田の田、1 筆、面積 1,318 ㎡、利用権 の解約であります。

受付番号 241 番 米納津の田、1 筆、面積 2,547 ㎡、利用権の解約で あります。

受付番号 242 番 野本の田、1 筆、面積 4,278 ㎡、基盤法売買に伴う 利用権の解約であります。

受付番号 243 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 1,027 ㎡、耕作者変 更に伴う利用権の解約であります。

受付番号 244 番 国上字居下の田、1 筆、面積 1,345 ㎡、耕作者変更 に伴う利用権の解約であります。

事務局

最後に中間管理事業の解約であります。

受付番号 245番 小中川字境浦の田、1筆、面積 707 ㎡、錯誤による

利用権の解約であります。

事務局

次に、会長報告第30号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。

受付番号 16番 南六丁目の宅地他、計8筆、200.85㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り、記載のとおり、昭和 38年2月25日、農地法第5条、宅地造成から、昭和39年11月28日の倉庫まで、計4回の許可済みとなっております。

事務局

次に、会長報告第31号、「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて」であります。

受付番号5番 佐善村新田字切替沖の田他、計10筆、5,902.73 ㎡の うち、265.6 ㎡、転用の目的は鉄塔補修工事のための 一時転用、地域としては、農用地区域内であります。 位置図は議案資料1頁をご覧ください。

> 申請ヶ所は4カ所となります。参考として、佐善村 新田の仮設平面図を添付しました。

> 鉄塔の下は、申請者の所有地であることから、作業 スペースから所有地を除いた面積が、一時転用面積と して計上されています。

説明は以上です。

議長

事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問 等ありましたらお願い致します。

議長

ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。

受付番号 50 番 国上字居下の田、1 筆、面積 187 ㎡、契約内容は売買、対価は○円、位置図は議案資料 2 頁をご覧ください。

受付番号 51 番 栗生津字山王の田畑、計 2 筆、面積 1,914 ㎡、契約 内容は売買、対価は 10 ~ 円、位置図は同じく議案資料 2 頁になります。

受付番号 52 番 柳山字前畑の田、1 筆、面積 88 ㎡、契約内容は売買、

対価は〇円、位置図は議案資料3頁をご覧ください。 譲受人は隣接地で耕作をしているものであります。

以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件については、去る2月18日、第1事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

2月18日、午前9時30分より、燕市民交流センター3階多目的ホールで、第1事前審査委員会を開催し、委員1名の欠席により13名で審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり許可とすることで、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。

議長

次に議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。

受付番号86番 下栗生津字下組の畑、1筆、面積453㎡、転用目的 は住宅、契約内容は使用貸借。令和3年7月31日完工 予定。

位置図、土地利用計画図は議案資料 4~5 頁をご覧ください。既存住宅が老朽化したことから親族の農地を借り受け、新たに住宅を建築するものであります。

申請地は、農振白地の集落内で宅地に連たんする農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号87番 吉田本所字本地の田、計3筆、面積6,517㎡、転用目的は宅地分譲(28区画)、契約内容は売買。令和3年7月31日完工予定。

位置図、土地利用計画図は議案資料 6~7 頁をご覧ください。事業拡大のため、28 区画の宅地分譲用地を造成するもの。

申請地は、第一種中高層住居地域に指定された用途 地域内の農地であることから、農業上の土地利用との 調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判 断されるところであります。

事務局

受付番号88番 笈ケ島字笈掛石の田、計2筆、面積4,077㎡、転用目的は、工事用仮設事務所、及び駐車場(76台)、契約内容は賃貸借。令和6年3月15日までの一時転用であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料8~9頁をご覧ください。土地収用法により取得した燕市浄水場の建設に必要な現場事務所・及び駐車場用地として一時転用をおこなうものであります。

申請地は、農用地でありますが、浄水場建設に必要な仮設事務所や駐車場用地として代替の無い農地で、第1種農地であっても許可可能(不許可の例外)と判断できることから、許可はやむを得ないと判断されるところであります。

また、約5分の建設用地内には、作業工程の関係から、現場事務所を設置した場合、一年以内に移転が必要となること、作業員の人数から駐車場の確保ができない事を確認しております。

事務局

なお、事前審査会で、一時転用は、3年6月になっているが、これ以上遅れた場合はどうなるのか?との質問がありました。

これにつきましては、3年以上の一時転用は許可となりませんので、改めて申請を提出することとなります。また、現地は遮断シートを敷設するなど、砂利などが混在しない設計となっていること、併せて公共工事での申請であることから農地への復旧は確実であると思われることを考慮し、判断していくことになります。

受付番号89番 佐渡字向川原の畑、1筆、面積376㎡、転用目的は 作業所及び駐車場(5台)、契約内容は売買。令和3年5 月31日完工予定。 位置図、土地利用計画図は議案資料 10~11 頁をご覧ください。自宅で機械の制御盤の設計・製作をしていましたが、手狭となったため自宅前の農地を譲り受け、作業場をつくるもの。

申請地は、農振白地の集落内で宅地に連たんする農地で、周辺農地への影響も少ないと思われることから、第3種農地と判断されるところであります。

事務局

次の番号 90 番と 91 番は関連でありますので、併せて説明します。 受付番号 90 番 大曲字曽根の田、計 2 筆、面積 1,897 ㎡、転用目的 は店舗及び駐車場 (329 台)の一部 (48 台相当)であり ます、契約内容は売買。令和 3 年 11 月 30 日完工予定。 位置図、土地利用計画図は議案資料 12~13 頁をご覧 ください。番号 91 番と同じ申請者が、店舗及び駐車場 を造成する一部であります。

続いて、受付番号 91 番 大曲字曽根の田畑、計 35 筆、面積 14,318 m²、転用目的は店舗及び駐車場 (329 台)、契約内容は 賃貸借。令和 3 年 11 月 30 日完工予定。

> 事業拡大のため、店舗を建築するものであります。 店舗敷地は、ほぼ賃貸借でありますが、うち2筆のみ 売買(駐車場48台)のため、別申請となったものであ ります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

また受付番号 90 番は、91 番との一体利用地(合計面積 16,215 ㎡)となるため、併せて県常設審議会の同意案件となるものであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

事前審査会では、受付番号 87 番の宅地分譲、88 番の一時転用地、90 番 91 番の店舗の 4 件について、現地確認し、事務局から説明を受けました。審査の結果、農地法第 5 条申請 6 件、異議がなかった事を報告致

します。 議長 議長 議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。

これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。

なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を 超える案件と一体利用地については、許可相当として県常設審議委員会 への諮問のあと、許可と致します。

議長

次に、議案第64号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を 議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。

事務局

議案第64号「農用地利用集積計画(案)の決定について」でありま

事務局

それでは、所有権移転になります。

受付番号 31 番 野本の田、1 筆、面積 4,278 ㎡、対価は 450 万円。 移転時期は令和3年3月22日。引渡し時期は令和3年 3月31日。位置図、土地利用計画図は、議案資料14頁 をご覧ください。

受付番号32番 又新字江端の田、1筆、面積685㎡、対価は〇円。 位置図、土地利用計画図は、同じく議案資料 14 頁にな ります。

事務局

次の33番と34番は交換になります。

受付番号33番 笈ケ島字本成寺森の田、1筆、面積1,016㎡。位置 図、土地利用計画図は、議案資料 15 頁をご覧ください。

受付番号34番 笈ケ島字本成寺森の田、1筆、面積906㎡。位置図 は、同じく議案資料15頁になります。

事務局

次の35番から38番までは、隣接した農地になりますので、一枚の位 置図に記載をしています。

受付番号35番 大船渡字日出潟の田他、計4筆、面積3,308 ㎡。対 価は○円。位置図は、同じく議案資料 15 頁になります。

受付番号36番 又新字道下の田、1筆、面積386㎡。対価は〇円。 番号35番に隣接する農地になります。

受付番号37番 又新字道下の田、1筆、面積66㎡。対価は〇円。番 号36番に隣接する農地になります。

受付番号 38 番 又新字道下の田、1 筆、面積 720 ㎡。対価は〇円。 番号 37 番に隣接する農地になります。

事務局

続きまして、利用権設定であります。<u>議案 17 頁</u>をご覧ください。 受付番号 50 番 小高字藤曲の田、計 3 筆、面積 3,013 ㎡、10 年の再 設定、対価は現物であります。

受付番号 51番 小中川の田、計 2 筆、面積 8,037 ㎡、10 年の再設定、 対価は記載のとおりであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転8件、利用権の再 設定2件、異議がなかった事を報告します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。

議長

次に議案第65号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。

事務局

議案第65号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の 決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。

議案の19頁をご覧ください。

はじめに、農用地利用集積計画であります。

事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。

受付番号 349 番 燕字割前の田、計 2 筆、面積 1,233 ㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。

また、受付番号394番は、早渡保委員の関係案件とな

ります。

事務局

続いて、8年の集積計画であります。39頁をご覧ください。

受付番号 435 番 横田字小竹田の田他、計 5 筆、面積 13,302 ㎡、設定期間は令和 11 年 3 月 5 日までの 8 年、単価については記載のとおりです。

事務局

次に、6年の集積計画であります。40頁をご覧ください。

受付番号 436 番 五千石字南谷地の田、1 筆、面積 1,027 ㎡、設定期間は令和 9 年 3 月 5 日までの 6 年、単価については記載のとおりです

次に、5年の集積計画であります。41頁をご覧ください。

受付番号 437 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 2,255 ㎡、設定期間 は令和8年3月5日までの5年、単価については記載 のとおりですので、お読み取りください。

事務局

続いて、配分計画であります。42頁になります。

10年の配分計画であります。

受付番号 184 番 燕字割前の田、計 2 筆、面積 1,233 ㎡、利用権の配 分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 3 月 5 日までの 10 年であります。以下お読み取りください。

次に、議案60頁をご覧ください。

8年の配分計画であります。

受付番号 209 番 横田字小竹田の田他、計 5 筆、面積 13,302 ㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 11 年 3 月 5 日までの 8 年であります。

また、この申請は大久保委員の関係案件となります。

次に、議案61頁をご覧ください。

6年の配分計画であります。

受付番号 210 番 五千石字南谷地の田、1 筆、面積 1,027 ㎡、利用権 の配分を受ける者の設定期間は、令和 9 年 3 月 5 日ま での 6 年であります。

次に、議案62頁をご覧ください。

5年の配分計画であります。

受付番号 211 番 国上字太田前の田、計 2 筆、面積 3,282 ㎡、利用権 の配分を受ける者の設定期間は、令和 8 年 3 月 5 日ま での 5 年であります。 事務局

続いて、議案63頁をご覧ください。

配分計画の移転であります。

受付番号 18番 大保字乗出の田、5 筆、面積 4,749 ㎡、利用権の移転を受ける者の設定期間は、令和 9年 12月 31 日までの 7年であります。

以下、新たな農業法人の設立に伴い、16件の移転申請が提出されて おります。あとでお読み取り下さい。

なお、集積及び配分計画に伴う関係委員の案件は、配分計画の8年で 大久保委員の関係案件1件となります。

事務局

また、今回は四つの農地所有適格法人が新たに利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 68 頁の議案 第 64 号・65 号関係資料をご覧ください。

今回の所有権移転の譲受人となる1番の農事組合法人「にかいどう」から、4番の農事組合法人「ていーえむ農産」は、(1)から(4)までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしていることを確認しております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である集積計画の番号394番、及び配分計画の番号209番を除いて三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査の結果、農用地利用集積計画の番号 394 番を除いた 90 件、異議がなかった事、また、配分計画の受付番号 209 番を除いた 17 件、配分計画の移転 4 件、意見は特になかった事を報告します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり、集積計画は原案どおり「決定」する事、また関係 委員の案件を除く農用地<u>利用配分</u>計画、及び配分計画の移転については、意 見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 集積計画については、原案どおり決定する事、また、配分計画について は、意見は「特になし」とする事に決しました。 議長

それでは関係委員である、議席番号 11 番早渡秀夫委員、12 番大久保 委員は退席願います。

(関係委員 退室 午後2時5分)

議長

それでは、関係委員の案件、集積計画受付番号394番と、配分計画受付番号209番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査の結果、関係委員の集積番号394番、配分計画受付番号209番について、意見は特に無かったことを報告致します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定する事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定する事に決しました。

議長

関係委員は、入室願います。

(関係委員 入室・着席 午後2時7分)

議長

退席された早渡委員、大久保委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。

関係委員

ありがとうございました。

議長

なお、議案第64号、議案第65号の案件につきましては、3月5日の 告示により効力が発生する事になります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕 市農業委員会第11回総会を閉会致します。

(終了時刻 午後2時8分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この 次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月26日

総会議長	本的优爱是
議事録署名委員	佐藤春夫
議事録署名委員	五边村一